社会福祉法人春日井市社会福祉協議会 女性活躍推進法に基づく行動計画

女性が活躍できる環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定します。

- 1 計画期間 2018(平成30)年5月1日から2023年3月31日まで
- 2 課 題 女性の勤続年数が男性に比べて短い。
- 3 目 標 女性の平均勤続年数を男性の平均勤続年数の 70%以上にする。
- 4 取組み内容及び実施時期
 - (1) 休暇の取得しやすい環境を整備する。
 - 2018年5月~ 休暇制度の更なる周知啓蒙の実施
 - 2019年4月~ 女性職員の交流会等について女性職員が企画・実施
 - 2020 年4月~ 交流会で出された意見等を踏まえ、管理職を対象とした研修を実施する等の女性活躍推進に関する理解を促進
 - (2) 育児休業後にスムーズに復職できるようサポートを実施する。
 - 2018年5月~ 育児休業経験者から復職についての実体験を調査
 - 2019年4月~ 復職にあたってのサポート方法を検討
 - 2020年4月~ 復職にあたりサポート策を実施